○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

紀北町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県薩摩郡さつま町平川字新改三六七三の一から三六七三の六まで、字林ノ口六二一七の一、六二一七の四、六二一七の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市奥野字田渡一五四、一五五の一、字絹屋二二七、二二九、字表笠三三七から三四一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二日

九州地方整備局長　森下　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田川市大字川宮五五番一から同市大字川宮一六四番四まで	前	二〇・四三～二六・七四メートル	〇・二〇八キロメートル
	後	二〇・四三～四五・九一メートル	〇・二〇八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の二

三　事業施行期間　自令和八年九月二日至令和八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都練馬区石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目及び上石神井三丁目地内

使用の部分　東京都練馬区石神井台二丁目及び上石神井三丁目地内

○近畿地方整備局告示第百十二号

由良川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年七月二十八日付けで告示された建設省告示第三千二百八十五号を次のように改める。

関係図面のうち、第二号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三年九月十一日付け京都府告示第五百九十三号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）